

○医薬品再評価に関し、資料提出を
必要とする有効成分等の範囲につ
いてーその１９

(昭和５３年７月１日)
(薬発第７４５号)

厚生省薬務局長から各都道府県知事宛

医薬品再評価の実施については、昭和４６年１２月１
６日付薬発第１１７９号をもつて通知したところである
が、同通知に基づき下記に該当する品目についてその資
料を昭和５３年１０月１日までに提出するよう、貴管下
関係業者に周知徹底方よろしく願います。

記

単味剤である医療用医薬品であつて、別記の有効成分
を含有するもの

別 記

X線造影剤

次に掲げるものまたはその塩類

ヨードピリドン酢酸

ヨードメタム酸

ヨードピラセト

アセトリゾ酸

アミドトリゾ酸

イオタラム酸

ヨーダミド

ヨード化油

イオフエンジラート

メチオダル

ヨードフタレイン

フエンテチオタレイン

ヨードアルフィオン酸

イオバノ酸

アジピオドン

イオフエノ酸

イオボダード

イオベンザム酸

ブナミオシル

ヨード化ケシ油脂肪酸エチルエステル

プロピリオドン

硫酸バリウム

その他のX線造影剤の有効成分として用いられて
いる成分

上記有効成分を含有する医薬品であつて、他の薬効を
標榜するものを含む。